

「横浜市NPO法人 資金調達おうえんチーム」が ご相談をお受けします

お気軽に
ご連絡ください！

NPO法人も借りられるの？

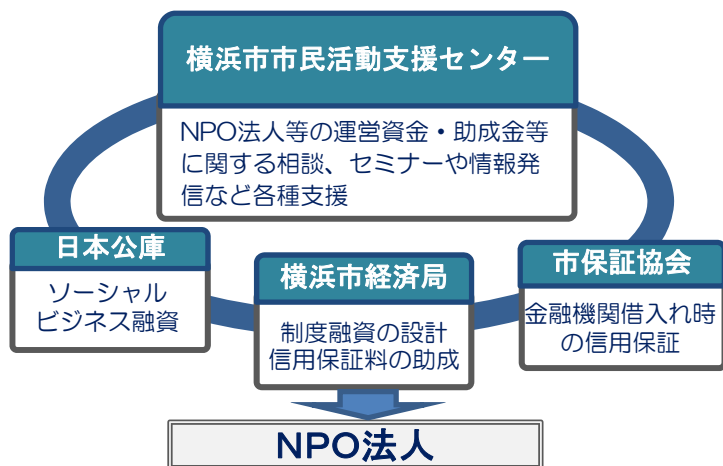
融資って何？いくらから、いくらまで可能？

申込手続きの流れについて知りたい…。

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）横浜支店国民生活事業、横浜市信用保証協会（略称：市保証協会）、横浜市経済局、横浜市市民活動支援センターの4者は、「横浜市NPO法人資金調達おうえんチーム」を結成します。

具体的には、「資金調達相談会」や「NPO法人のための資金調達セミナー」を通じて、金融機関からの借入れに対する不安感や疑問の解消につなげ、NPO法人の持続的な経営・活動の活性化を応援していきます。

横浜市NPO法人資金調達おうえんチーム



※横浜市市民活動支援センターが提供してきた、運営資金や助成金の情報のほか、4者の連携により「融資」についての相談・情報提供を行います。

おうえんチームの取組内容

【資金調達相談会】

市民活動支援センターに日本公庫及び市保証協会の職員が出張し、資金調達に関するご相談をお受けします。
 第2月曜日(予約制) 13:00~17:00
 市民活動支援センターへ電話で申込み
 9月12日(月)より開始

【資金調達セミナー】(今後実施)

NPO法人向けに経営に役立つ情報提供を目的としてセミナーを開催します。
 ※日程等決まり次第市民活動支援センターのホームページでお知らせします。

【おうえんチーム連絡会議】

NPO法人の資金調達に関する情報交換を目的として連絡会議を実施します。

日本公庫・市保証協会の職員による「資金調達相談会」

「融資って何？」「いくらから借りられるの？」「申込手続きの流れについて知りたい」
「今は必要ないけど、いざという時のために聞いてみたい。」

そんなNPO法人の皆様のために、日本政策金融公庫及び横浜市信用保証協会の職員が
市民活動支援センターに出張して、融資に関するご相談をお受けします。

この機会に、ぜひご利用ください！

◆相談内容の例

- 私たちの法人は利用できますか？（従業員数・事業内容など）
- 融資制度の内容について教えてほしい！
- 融資手続きの流れや必要な書類は何ですか？
- どのくらいの金額まで借りられますか？
- 実績はどれくらい必要ですか？
- 日本公庫の融資と市保証協会の保証がつく融資のそれぞれの特徴は何ですか？

※ 金融機関からの借入れがはじめての方もお気軽にお問合せください！

◆開催日：毎月第2月曜日 13:00～17:00（1団体40分程度）

月曜日が祝日の場合は、原則翌日(火曜日)に行います。

【平成28年度下半期の日程】

9/12(月)・10/11(火)・11/14(月)・12/12(月)・1/10(火)・2/13(月)・3/13(月)

◆時 間：①13:00～13:40（40分）

②14:00～14:40（40分）

③15:00～15:40（40分）

④16:00～16:40（40分）

※1日あたり4団体の相談を受け付けます。

◆会 場：横浜市市民活動支援センター

◆申込方法：開催日の1週間前までに市民活動支援センターにお電話ください。

TEL:045-223-2666

平成28年9月より
毎月1回開催します！

NPO法人のための資金調達セミナー（今後開催予定）

NPO法人の皆様向けに、融資とは何か、利用の仕方など、経営・資金調達に役立つ情報提供を目的としてセミナーを開催する予定です。

加えて、本セミナーでは、「おうえんチーム」の支援メニューの紹介のほか、個別相談会も実施します。

※開催日時・内容など詳細が決まり次第、市民活動支援センターのホームページでご案内します。URL：<https://opencity.jp/yokohama/>

問合せ：

横浜市経済局金融課金融係 TEL:045-671-2592

横浜市中小企業融資制度「NPO法人サポート資金」のご案内

「横浜市中小企業融資制度」について

NPO法人や中小企業の皆様が事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、横浜市と市保証協会及び取扱金融機関が連携して行っている融資制度です。

このうち「NPO法人サポート資金」はNPO法人の方に特化した資金です。

ご利用いただける方	次の全ての要件を満たす、特定非営利活動促進法（NPO法）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人） 1 NPO法第29条に基づく事業報告書等の提出を怠っていない方 2 NPO法第42条及び第65条第4項に基づく命令を受けていない方	
資金使途	事業を行うために必要な運転資金及び設備資金	
融資限度額	1,000万円以内	
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ●固定金利 1年以内 1.4%以内 3年以内 1.8%以内 5年以内 2.0%以内 5年超 2.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利 短プラ +0.5%以内 ※短プラとは、1年以内の融資をする際の最優遇金利で、金融機関ごとに異なります。
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置15か月以内を含む）	
担保・保証人	必要に応じて付けていただきます	
保証料率	0.225～0.950%（1/2助成）	
申込み	取扱金融機関 ※詳細は下記ホームページでご確認ください。	

(注)上記の他にも、ご利用いただける資金がありますので、ホームページ又は横浜市経済局金融課へご確認ください。URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/yushi/>

日本政策金融公庫「ソーシャルビジネス支援資金」のご案内

日本公庫 国民生活事業には、NPO法人の皆様にご利用いただける融資制度があります。

ご利用いただける方	次の1または2に該当する方 1 NPO法人 2 NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業を営む方
資金使途	事業を行うために必要な運転資金および設備資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資利率	基準利率、特別利率A、特別利率C
返済期間	運転資金 7年以内（据置2年以内） 設備資金 20年以内（据置2年以内）
担保・保証人	ご希望を伺いながらご相談させていただきます。 【NPO法人の特例】 NPO法人は利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります。
申込み	日本政策金融公庫 横浜支店

(注)ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、最新の金利情報は、日本公庫のホームページでもご覧いただくことができます。URL <https://www.jfc.go.jp/>

各団体の紹介・連絡先

日本政策 金融公庫

横浜支店
国民生活事業

日本政策金融公庫は、政府出資の政策金融機関です。銀行などの一般の金融機関を補完し、国民生活の向上を目的としています。日本公庫では、ソーシャルビジネス事業者向けの融資制度「ソーシャルビジネス支援資金」を設けており、ソーシャルビジネスの担い手であるNPO法人の皆様を資金支援と情報支援の両面から、積極的に支援しています。

〒231-8831 横浜市中区南仲通2-21-2
TEL:045-201-9913 FAX:045-201-9101

横浜市信用 保証協会

信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づき、認可を受けた法人です。中小企業が金融機関から融資を受ける場合、その借入債務を保証し、金融上の「公的な保証人」となって事業資金調達の円滑化に努める専門機関です。

現在、信用保証協会は、全国で51協会が設けられています。

〒231-8505 横浜市中区山下町22番地山下町SSKビル10階
TEL:045-662-6623 FAX:045-661-0089

横浜市 市民活動 支援センター

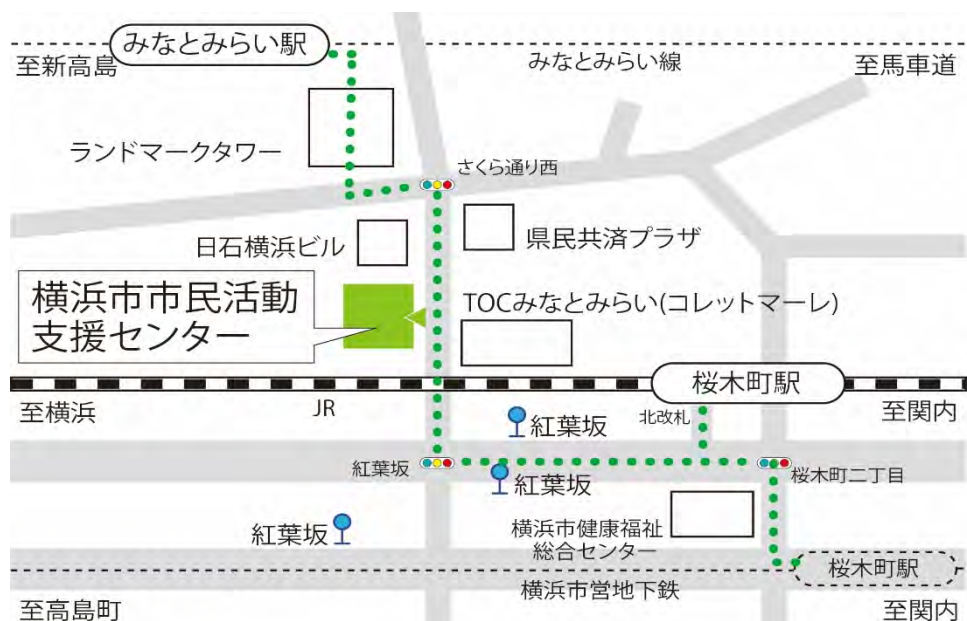
横浜市市民活動支援センターは、NPOやボランティア団体などによる公益的な活動を総合的に支援している拠点です。

センターは、市民活動が地域に根付き、だれもが心豊かに暮らせる共生社会を実現するため、相談・場の提供・情報提供・講座やイベントなどを通じて市民活動をサポートするとともに、多くの人たちが集い、議論し、行動し、市民活動団体相互や市民・行政・企業・大学など各セクターをつなぎます。

〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56クリーンセンタービル5階
TEL:045-223-2666 FAX:045-223-2888

横浜市市民活動 支援センター アクセスマップ

住所：横浜市中区桜木町1-1-56 クリーンセンタービル4F・5F
TEL: 045-223-2666
FAX: 045-223-2888
Email :
daihyo@hamacen.jp



おうえんチーム窓口
横浜市経済局金融課金融係

TEL:045-671-2592 FAX:045-664-4867
Email:ke-kinyu@city.yokohama.jp